



島根県報

平成20年 9月30日 (火)
第 2,022 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示		
保安林予定森林	(森 林 整 備 課)	1
森林法第189条の規定による告示及び掲示 (2 件)	(")	2
島根海区における定置漁業及び区画漁業の免許	(水 産 課)	2
隠岐海区における定置漁業及び区画漁業の免許	(")	4
道路の供用開始	(道 路 維 持 課)	6
ふるさと島根の景観づくり条例第 2 章第 2 節の規定を適用しない区域の指定の一部改正	(都 市 計 画 課)	7
ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の規定により知事が指定する行為の一部改正	(")	7
訓 令		
島根県公印規程の一部改正	(総 務 課)	7
島根県公文書管理規程の一部改正	(")	8
職員の勤務時間に関する規程の一部改正	(人 事 課)	8
公 告		
島根県中小企業制度融資要綱の規程に基づく指定再生手続開始申立等事業者の指定	(中 小 企 業 課)	9
都市計画変更の図書の縦覧 (2 件)	(都 市 計 画 課)	9
公安規則		
島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則	(警 察 本 部)	10
漁調委指示		
定置漁業の保護区域の指定		10
正 誤		
平成18年 3月31日付け島根県報号外第57号中	(総 務 課)	11

告 示

島根県告示第788号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成20年 9月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

大田市三瓶町池田字家ノ前1018 - 2、字八サ田1020、宇早田1020 - 1、字長通シ1021、1021 - 1、字浅平屋敷1062、字向八サ田1063、1063 - 1、1063 - 乙、字向早稲田上1064、字下柳久保1066、1066 - 1、字槇原2756 - 2、2757

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示789号

平成20年島根県告示第744号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を飯南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成20年9月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
飯石郡飯南町八神1629 - 1	安部 俊之	大阪府豊中市宝山町3番33 - 305号

島根県告示790号

平成20年島根県告示第755号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を出雲市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成20年9月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
出雲市多伎町小田2097 - 2	安井 武雄	出雲市多伎町小田1986

島根県告示第791号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、島根海区に係る海面における定置漁業及び区画漁業を平成20年9月1日付けで次のとおり免許した。

平成20年9月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 漁場計画の際の公示番号、免許番号及び漁業権者の住所及び氏名（名称）

公示番号 免許番号	住 所	氏 名
定第 1 号	島根県松江市美保関町美保関505番地 2	美保関大敷組合
定第 2 号	島根県松江市美保関町七類3247番地	七類定置網漁業株式会社
定第 3 号	鳥取県境港市上道町3312番地	大森博明
定第 4 号	島根県松江市美保関町笠浦446番地 1	笠浦大敷組合
定第 5 号	島根県松江市島根町野井317番地	有限会社 野井定置漁業
定第 6 号	島根県松江市島根町野井317番地	有限会社 野井定置漁業
定第 7 号	島根県松江市島根町多古444番地	多古大敷網組合
定第 8 号	島根県松江市島根町野波2747番地	有限会社小川漁業
定第 9 号	島根県松江市鹿島町御津360番地 1	御津大敷網組合
定第10号	島根県松江市鹿島町恵曇360番地	有限会社平木屋
定第11号	島根県松江市鹿島町恵曇360番地	有限会社平木屋
定第12号	島根県出雲市塩津町270番地 1	有限会社塩津定置
定第13号	島根県出雲市十六島町143番地	株式会社十六島大敷
定第14号	島根県出雲市大社町杵築北3541番地 1	株式会社大社大敷
定第15号	島根県出雲市多伎町小田939番地 1	多伎町海洋観光株式会社
定第31号	島根県大田市温泉津町温泉津イ804番地 2	有限会社温泉津定置
定第32号	島根県江津市渡津町2082番地	真和漁業生産組合
定第33号	千葉県千葉市中央区川戸町429番地の76	代表者 石川力ヨ子
定第34号	島根県浜田市三隅町折居416番地	下岡産業有限会社
定第35号	島根県益田市高津八丁目 1 番 6 号	大一水産有限会社
区第 1 号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第 2 号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第 3 号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第 4 号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第 5 号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第 6 号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第 7 号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第 8 号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第 9 号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第10号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第11号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第12号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第13号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第14号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第15号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第16号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第17号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第18号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第19号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第20号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね

区第21号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第22号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第23号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第24号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第25号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第26号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第27号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第71号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第201号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第202号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第203号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第204号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第205号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第206号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第207号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第301号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第302号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね

2 免許の内容、制限又は条件及び存続期間
 平成20年3月28日付け島根県告示第283号のとおり

島根県告示第792号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、隠岐海区に係る海面における定置漁業及び区画漁業を平成20年9月1日付けで次のとおり免許した。
 平成20年9月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 漁場計画の際の公示番号、免許番号及び漁業権者の住所及び氏名（名称）

公示番号 免許番号	住 所	氏 名
定第51号	島根県隠岐郡隠岐の島町北方美保の前13番地続1	有限会社みゆき水産
定第52号	島根県隠岐郡隠岐の島町北方美保の前13番地続1	有限会社みゆき水産
定第53号	島根県隠岐郡海士町大字福井387番地2	飯古建設有限会社
定第54号	島根県隠岐郡海士町大字福井387番地2	飯古建設有限会社
定第55号	島根県隠岐郡海士町大字福井387番地2	飯古建設有限会社
定第56号	島根県隠岐郡西ノ島町大字浦郷358番地	浦郷水産株式会社
定第57号	島根県隠岐郡西ノ島町大字浦郷358番地	浦郷水産株式会社
定第58号	島根県隠岐郡西ノ島町大字浦郷358番地	浦郷水産株式会社
定第59号	島根県隠岐郡西ノ島町大字浦郷358番地	浦郷水産株式会社
区第91号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第92号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第93号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね

区第94号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第95号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第96号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第97号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第98号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第99号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第100号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第101号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第102号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第103号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第104号	島根県隠岐郡海士町大字福井776 - 17	海士町漁業協同組合
区第105号	島根県隠岐郡海士町大字福井776 - 17	海士町漁業協同組合
区第106号	島根県隠岐郡海士町大字福井776 - 17	海士町漁業協同組合
区第107号	島根県隠岐郡海士町大字福井776 - 17	海士町漁業協同組合
区第108号	島根県隠岐郡海士町大字福井776 - 17	海士町漁業協同組合
区第109号	島根県隠岐郡海士町大字福井776 - 17	海士町漁業協同組合
区第110号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第111号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第241号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第242号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第243号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第244号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第245号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第246号	島根県隠岐郡隠岐の島町東郷宮尾19	有限会社隠岐真珠
区第247号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第248号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第249号	島根県隠岐郡隠岐の島町東郷宮尾19	有限会社隠岐真珠
区第250号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第251号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第252号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第253号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第254号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第255号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第256号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第257号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第258号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第259号	島根県隠岐郡海士町大字福井776 - 17	海士町漁業協同組合
区第260号	島根県隠岐郡海士町大字福井776 - 17	海士町漁業協同組合
区第261号	島根県隠岐郡海士町大字福井776 - 17	海士町漁業協同組合
区第262号	島根県隠岐郡海士町大字福井776 - 17	海士町漁業協同組合
区第263号	島根県隠岐郡海士町大字福井776 - 17	海士町漁業協同組合
区第264号	島根県隠岐郡海士町大字福井776 - 17	海士町漁業協同組合

区第265号	島根県隠岐郡海士町大字福井776 - 17	海士町漁業協同組合
区第266号	島根県隠岐郡海士町大字福井776 - 17	海士町漁業協同組合
区第267号	島根県隠岐郡海士町大字福井776 - 17	海士町漁業協同組合
区第268号	島根県隠岐郡海士町大字福井776 - 17	海士町漁業協同組合
区第269号	島根県隠岐郡海士町大字福井776 - 17	海士町漁業協同組合
区第270号	島根県隠岐郡海士町大字福井776 - 17	海士町漁業協同組合
区第271号	島根県隠岐郡海士町大字福井776 - 17	海士町漁業協同組合
区第272号	島根県隠岐郡海士町大字福井776 - 17	海士町漁業協同組合
区第273号	島根県隠岐郡海士町大字福井776 - 17	海士町漁業協同組合
区第274号	島根県隠岐郡海士町大字福井776 - 17	海士町漁業協同組合
区第275号	島根県隠岐郡海士町大字福井776 - 17	海士町漁業協同組合
区第276号	島根県隠岐郡海士町大字福井776 - 17	海士町漁業協同組合
区第277号	島根県隠岐郡海士町大字福井776 - 17	海士町漁業協同組合
区第278号	島根県隠岐郡海士町大字福井776 - 17	海士町漁業協同組合
区第279号	島根県隠岐郡海士町大字福井776 - 17	海士町漁業協同組合
区第280号	島根県隠岐郡海士町大字福井776 - 17	海士町漁業協同組合
区第281号	島根県隠岐郡海士町大字福井776 - 17	海士町漁業協同組合
区第282号	島根県隠岐郡海士町大字福井776 - 17	海士町漁業協同組合
区第283号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第284号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第285号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第286号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第287号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第288号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第289号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第290号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第291号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第292号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第293号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第321号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第322号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね
区第323号	島根県松江市御手船場町575	漁業協同組合 J F しまね

2 免許の内容、制限又は条件及び存続期間
 平成20年3月28日付け島根県告示第284号のとおり

島根県告示第793号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年9月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	仁摩邑南線	邑智郡川本町大字多田 4 番 2 地先から同 大字 9 番10地先まで	メートル 164.00	平成20年 10月 2 日	県央県土整備事務所	

島根県告示第794号

ふるさと島根の景観づくり条例第 2 章第 2 節の規定を適用しない区域の指定（平成 4 年島根県告示第648号）の一部を次のように改正し、平成20年10月 1 日から施行する。

平成20年 9 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

島根県告示第795号

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の規定により知事が指定する行為（平成19年島根県告示第281号）中「松江市景観計画（平成19年松江市告示第61号）に定められた景観計画区域内で行う行為」を「(1) 松江市景観計画（平成19年松江市告示第61号）に定められた景観計画区域内で行う行為 (2) 出雲市景観計画（平成20年出雲市告示第50号）に定められた景観計画区域内で行う行為」に改め、平成20年10月 1 日から施行する。

平成20年 9 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

訓 令

島根県訓令第17号

本 庁
地方機関

島根県公印規程（平成元年島根県訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

平成20年 9 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表第 1 知事印の項備考の欄中「別表第 3 第17号及び第24号」を「別表第 3 第17号、第24号及び第28号」に改め、同項

中

「

島 根 県 知 事 印	28ミリメートル 平方	隠岐支庁県民局、各県民センター、 県民センター各事務所、各保健所、 各農林振興センター、西部農林振興 センター江津家畜衛生部、中山間地 域研究センター、各水産事務所、各 県土整備事務所及び県土整備事務所 各事業所（大田事業所を除く。）の 長並びに西部県民センター県中央事務	を
県民、保健 所、農林、 水産、 県土整 備、又は（地名）			

所川本駐在グループ課長

<table border="1"> <tr><td>島 根 県 知 事 印</td></tr> <tr><td>県民、保健 所、農林、 水産、県土整備 又は(地名)</td></tr> </table>	島 根 県 知 事 印	県民、保健 所、農林、 水産、県土整備 又は(地名)	28ミリメートル 平方	隠岐支庁県民局、各県民センター、 県民センター各事務所、各保健所、 各農林振興センター、西部農林振興 センター江津家畜衛生部、中山間地 域研究センター、各水産事務所、各 県土整備事務所及び県土整備事務所 各事業所(大田事業所を除く。)の 長並びに西部県民センター県央事務 所川本駐在グループ課長	に改める。
島 根 県 知 事 印					
県民、保健 所、農林、 水産、県土整備 又は(地名)					
<table border="1"> <tr><td>島 根 県 知 事 印</td></tr> <tr><td>県立診療所</td></tr> </table>	島 根 県 知 事 印	県立診療所	28ミリメートル 平方	島根あさひ社会復帰促進センター診 療所長	診療所開設者と しての知事が行 う申請、報告等 に係る文書専用
島 根 県 知 事 印					
県立診療所					

別表第3に次の1号を加える。

28 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に基づく許可証(第9条第7項に規定するものに限る。)、従事者証、狩猟免許及び狩猟者登録証

附 則

この訓令は、平成20年10月1日から施行する。

島根県訓令第18号

本 庁
地方機関

島根県公文書管理規程(平成13年島根県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

平成20年9月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表第2の2の表健康福祉部の項中 「保健環境科学研究所 | 島保環研 |」を

「保健環境科学研究所 | 島保環研 |
島根あさひ社会復帰促進センター診療所 | 島診 |」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年10月1日から施行する。

島根県訓令第19号

本 庁
地方機関

職員の勤務時間に関する規程(平成元年島根県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

平成20年9月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表消費者センターの項中「同左」を「4週間ごとの期間について、1週間当たりの勤務時間が40時間になるように所属長が割り振る。」に改め、同表芸術文化センターの項の次に次のように加える。

島根あさひ社会復帰促進センター診療所
看護の業務に従事する職員
同 左
同 左
同 左

附 則

この訓令は、平成20年10月1日から施行する。

公 告

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）第3条第5号に規定する指定再生手続開始申立等事業者を次のとおり指定したので公告する。

平成20年 9月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

番号	名 称	住 所	指 定 期 間
20 - 4	有限会社磯野組	島根県邑智郡美郷町浜原71番地 1	平成20年 9月 1日 ~ 平成21年 8月31日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成20年 9月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
浜田都市計画公園
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成20年9月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

浜田都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

公 安 委 員 会 規 則

島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年9月30日

島根県公安委員会委員長 山 下 裕 國

島根県公安委員会規則第13号

島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則（平成18年島根県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「商工組合中央金庫法（昭和11年法律第14号）」を「株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号）」に改める。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

漁 業 調 整 委 員 会 指 示

島根海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、平成20年9月1日定置漁業権の保護区域について、次のとおり指示する。

平成15年島根海区漁業調整委員会指示第2号は、廃止する。

平成20年9月30日

島根海区漁業調整委員会会長 岸 宏

1に掲げる定置漁業権に基づく敷設漁具（身網及び垣網）の周囲であって、2の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に掲げる漁法により当該定置漁業に著しい支障を与える行為をしてはならない。

1 定置漁業権の免許番号及び漁場の位置

免許番号 漁場の位置

定第1号 松江市美保関町美保関早見ガ鼻地先

定第2号 松江市美保関町七類九島高西ノ浜地先

定第3号 松江市美保関町片江大崎鼻地先

定第4号 松江市美保関町笠浦津ノ和鼻地先

定第5号 松江市島根町野井築島地先

定第6号 松江市島根町野井築島地先

定第7号 松江市島根町野井築島地先

定第8号 松江市島根町加賀馬島地先

定第9号 松江市鹿島町御津地先

定第10号 松江市鹿島町手結ネタキ鼻地先

- 定第11号 出雲市美保町地先
- 定第12号 出雲市塩津町地先
- 定第13号 出雲市十六島町水尻地先
- 定第14号 出雲市大社町杵築西湊原地先
- 定第15号 出雲市多伎町小田小田西地先
- 定第16号 平田市十六島町水尻地先
- 定第31号 大田市温泉津町湯里地先
- 定第32号 江津市嘉久志町地先
- 定第33号 浜田市外ノ浦町地先
- 定第34号 浜田市三隅町折居地先
- 定第35号 益田市高津町地先

2 保護区域及び漁法

区 域 (メートル)	漁 法
前面 (両口の場合は端口の広い側をいう。) 500	網
後面 (両口の場合は端口の狭い側をいう。) 200	
沖合	
前面 (両口の場合は端口の広い側をいう。) 200	釣及び延縄
後面 (両口の場合は端口の狭い側をいう。) 150	
沖合	

正 誤

平成18年 3月31日付け島根県報号外第57号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇 所	誤	正								
5	島根県訓令第19号中	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">各土木事業所長</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>税務課長</td> <td></td> </tr> </table>	各土木事業所長		税務課長		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">各土木事業所長</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>税務課長</td> <td></td> </tr> </table>	各土木事業所長		税務課長	
各土木事業所長											
税務課長											
各土木事業所長											
税務課長											
"	"	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">県土整備事務所各事業所長</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>税務課長</td> <td></td> </tr> </table>	県土整備事務所各事業所長		税務課長		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">県土整備事務所各事業所長</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>税務課長</td> <td></td> </tr> </table>	県土整備事務所各事業所長		税務課長	
県土整備事務所各事業所長											
税務課長											
県土整備事務所各事業所長											
税務課長											

